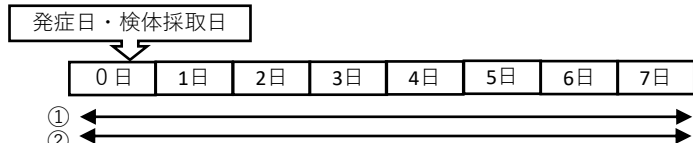


## 陽性者の療養期間（自宅療養の場合）

### 療養期間

- ①発症日を0日とし、7日間経過した場合（かつ症状軽快後24時間経過した場合）、8日目から解除
- ②無症状の方は、検体採取日を0日とし、7日間を経過した場合、8日目から解除



### 療養期間の終了

- ・原則、療養期間終了の連絡は行っておりません。
- ・療養期間が終了すれば、通常の生活にお戻りください。
- ・健康状態にご留意いただき、引き続き感染対策をお願いします。

**★職場復帰等の際に療養期間終了の証明などは必要ありません。**

（医療機関の負担になりますので、陰性証明目的の受診は、控えていただきますようお願いいたします。）

**★療養証明は発行しておりません。**

### 発生届の対象者

①65歳以上の方、②入院を要する方、③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方又は重症化リスクがあり、かつ、新たに酸素投与が必要と医師が判断する方、④妊婦

○原則65歳以上等の陽性者の方には、医療機関からの届出を受理後、厚生センターから連絡します。  
（ショートメッセージ(SMS)のみの場合があります）

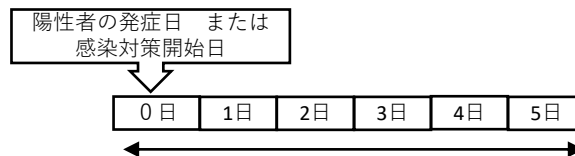
○富山県ホームページ【県民のみなさまへのご案内】新型コロナウイルス感染症感染確認から療養までのながれを参考に療養下さい。<https://www.pref.toyama.jp/120507/20220727kansen.html>

○体調が悪化した場合は、かかりつけ医や診断医療機関、厚生センター・支所にご連絡ください。

## 濃厚接触者（同一世帯内の全ての同居者）の自宅待機期間

### 待機期間

- ・感染者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い日を0日とし、5日間（6日目解除）



### 待機期間中に症状が出た場合

- ・かかりつけ医に電話で相談の上、受診してください。

### 待機期間の終了

- ・原則、待機期間終了の連絡は行っておりません。
- ・待機期間が終了すれば、通常の生活にお戻りください。
- ・健康状態にご留意いただき、引き続き感染対策をお願いします。

<お問い合わせ> （平日8:30~17:15）

富山県高岡厚生センター	0766-26-8414	8415
射水支所	0766-56-2666	
氷見支所	0766-74-1780	

